

ファミリー・サポート・センター事業開始のお知らせ

■会 員 要 件

- 利用会員** ・町内在住または町内に通勤している方
 ・生後3カ月以上の子どもを育児している方
 ※仕事をしていない方も会員登録することができます。
- 協力会員** ・健康で積極的に活動できる20歳以上の方
 ※協力会員は、会員登録後、子育てに関する知識を学ぶ講習会への参加が必要です。講習会の詳細については、登録後にお知らせします。
- 両方会員** ・利用会員と協力会員を兼ねる
- 申 込 方 法** 印鑑、申請者の顔写真(縦4cm×横3cm)を準備し、下記担当又は各支所までお越しください。
- 活動の内容** ・認定こども園、へき地保育園、小学校等(以下「保育園等」という。)の開始時間前又は終了時間後に子どもを預かること
 ・保育園等の送迎を行うこと
 ・その他、利用会員の仕事と育児の両立のために必要な援助を行うこと

■1時間の利用料

平	日	土曜、日曜、祝日、12月29日から翌年1月3日
午前7時～午後7時	左記以外の時間	午前7時～午後10時
700円	800円	1,000円

問合せ／こども・子育て担当(内線1313)

福祉入浴券 申請受付について

町内に住所を有し、在宅している方を対象に福祉入浴券の申請を受け付けています。

■年間助成枚数

1人6枚
 ただし、10月以降に申請された方は3枚となります。



■対象者

- ①満65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳1から3級の所持者
- ③療育手帳所持者
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者

問合せ／社会・障がい福祉担当(内線1312)

福祉牛乳の支給申請について

福祉牛乳の対象者は下記のとおりとなっています。受給を希望される方は、福祉課又は最寄りの支所・連絡事務所で申請してください。

なお、**現在受給している方の申請手続きは不要です。**

■対象者

- ①高齢者：満70歳以上の方
- ②妊産婦
 妊婦：妊娠6ヶ月に入った月初めから出産した日まで
 産婦：出産した日の翌日から1年間
- ③幼児：満1歳になった日から義務教育開始前の3月末まで
- ④身体障がい者(児)：3級以上の手帳所持者
- ⑤療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑥生活保護世帯：生活保護廃止となった月の末日まで
- ⑦ひとり親世帯：母親又は父親と義務教育終了前の児童

問合せ／社会・障がい福祉担当(内線1312)

「障害者差別解消法」が 施行されました

ら共生する社会の実現につなげていくことを目的とし、行政機関や民間事業者の障がいがある人に対する「障がいを理由とする差別」をなくすために制定されました。

法の規定では、行政機関や民間事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いや、合理的配慮の不提供が禁止されており、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、その負担が過重でないときには合理的配慮を提供しなければならないと定められています。

なお、民間事業所における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

つきましては、障がいによる配慮が必要な方は、各行政機関、民間事業者に相談してください。

また、不当な差別的取扱いや、合理的配慮の不提供等に関する相談は、下記担当までご連絡ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当(内線1311)

国保だより

第86号

今回は広報で

国保をやめる時は必ず届出をしてください

右記に該当される方は、届出が必要です。

なお、学生が他の自治体へ転出したときは、特例が認められています。

詳細はお問合せください。

届出には「マイナンバー」が必要です。

- 他の市区町村へ転出したとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 生活保護を受けるとき
- 死亡したとき
- 一定の障害があると認定された65歳以上の方が後期高齢者医療制度に加入したとき

**保険証は
1人に
1枚です。**

本町から転出された場合は、学生の特例を除き、別海町国保の保険証は使えません。また、職場等から保険証が交付された場合も、国保の保険証は使えません。

誤って使用してしまった場合、国保が負担した医療費を返納していただくことになります。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

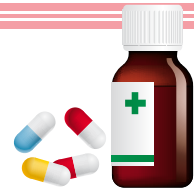
ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が過ぎてから作られた薬です。

新薬と同じ有効成分で、研究開発コストが少ないため、新薬よりも安価で設定されてるものがあります。

利用については、医師や薬剤師にご相談ください。

新薬をジェネリック医薬品に変更しても、自己負担額があまり変わらない場合もあります。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）



国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ

4月1日から、入院時の食事療養標準負担額（食事代）が一部変わります。

- 住民税課税世帯の方 平成28年4月1日からは、1食につき260円から360円へ変更
平成30年4月1日からは、1食につき360円から460円へ変更

- 都道府県の発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方

1食につき260円で据え置き

注意事項 指定難病の方は、都道府県の発行する医療受給者証を医療機関へご提示ください。

指定難病の医療受給者証については、中標津保健所へお問合せください。



問合せ

国民健康保険担当（内線1215～1217）
後期高齢者・医療給付担当（内線1241・1242）

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL 011-290-5601

野犬 掃とうの お知らせ



町では、狂犬病予防及び町民、家畜への被害防止のため、「狂犬病予防法」と「別海町畜犬及び野犬掃とう条例」に基づき、今年度も野犬掃とうを行います。

畜犬をけい留せずに飼育することは、野犬掃とう用務の妨げになるだけでなく、新たな野犬を発生させます。愛犬を守るためにも、けい留の徹底をお願いいたします。

「別海町畜犬取締及び野犬掃とう条例」にて、けい留を離れた犬は**飼犬であっても、人又は家畜の被害防止のために緊急を要する場合には、掃とうできること**となっています。

問合せ／町民生活担当（内線1213）



別海町ごみの減量化大作戦! その17

広報3月号でもお知らせしたとおり、「きれいな古繊維」と「家庭の枝・木くず」について、**5月1日**からごみステーションでの分別収集を開始しますが、さらに、「使えるくつ・かばん」と「テレビ以外の小型家電」を収集します。

現在、「くつ・かばん」はもえるごみ、「テレビ以外の小型家電」は町内の拠点回収ボックスで回収していますが、ごみステーションからの無料収集となります。

家庭ごみのリサイクル率30%を目指して、皆さんのご協力をお願いします。

	収集日	収集対象	収集対象外
使えるくつ・かばん	カン、ビン ペットボトルの 収集日と同じ日	破損や汚れがないきれいなスニーカー、長靴、革靴、ショルダーバック、ランドセル、リュック、スーツケース、財布など	下駄、草履、スキーブーツ、スケート靴、破損している物、汚れた物
テレビ以外の小型家電	もえないごみ、粗大ごみの 収集日と同じ日	高さ30cm×幅30cm×奥行40cm以内の使用済み小型家電でテレビ以外のもの 携帯電話、パソコン、炊飯器、リモコン、加湿器など	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機の家電 リサイクル4品目、ルールのサイズを超えた大きさの家電

注意事項

■使えるくつ・かばん

- 1 透明又は半透明の中身の見える袋に「くつ」又は「かばん」とマジックで書いて出してください。
- 2 収集したものは、海外で再利用されます。収集できないものは、混ぜないでください。

■テレビ以外の小型家電

- 1 透明又は半透明の中身の見える袋に「こがた」とマジックで書いて出してください。
- 2 個人情報が含まれるものは、あらかじめ消去してから排出してください。
- 3 排出する際は、乾電池、バッテリーは外してください。(分解、解体が必要なものは除く。)
- 4 CD、DVD、ビデオテープなどの記録媒体、掃除機のホースは、もえないごみの青い指定容器に入れてください。
- 5 箱などの梱包材は、分別して排出してください。
- 6 今ある拠点回収ボックスは、当面の間、設置を続けますが、撤去を予定しています。撤去する時期については、後日お知らせします。

「きれいな古繊維」と「家庭の枝・木くず」も**5月1日**からごみステーションでの無料収集となります。詳しくは、広報3月号又は町ホームページをご確認ください。

4月は引越しシーズンです

4月は、引越しなどで沢山のゴミが出るのが予想されます。大量にゴミが出た場合、ごみステーションに出してしまうと他のゴミを入れるスペースがなくなり、近隣の方への迷惑になります。

一度に大量のゴミが出る場合は、ごみ処理場へ直接持ち込むか、許可業者へ依頼するようお願いします。分別等の不明点は、下記担当へお問合せください。

「ごみ出し辞典」「ごみ出しルール」は町民課、各支所窓口で配布しています。

ごみの分別に関する出前講座も行っています。

学校、町内会など各種団体を対象に、ごみの分別等に関する出前講座を行っています。希望される団体は、今月号の27ページをご覧ください。下記担当までお問合せください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の**前月20日**までに、町民課、各支所、各連絡事務所又は渡邊清掃株式会社までお申込みください。

また、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意してください。

■**申込方法** 町民課、各支所、各連絡事務所で配布している「し尿と家庭廃水のくみ取り予定表」を参照してください。

■**5月のくみ取り地区** 別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹
4月20日までに申込みください。

■**渡邊清掃株式会社** 電話75-2861 フリーダイヤル0120-57-9310 携帯からはフリーダイヤルにつながりません。
問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

